

議員提出議案第三号 文京区心身障害者等福祉手当条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>題名 <u>文京区障害者等福祉手当条例</u> (目的) 第一条 この条例は、重度の障害のある者(以下「障害者」という。)について、<u>障害者等福祉手当</u>(以下「手当」という。)を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、<u>第一号から第三号</u>までにあつては、別表に定める程度の障害のある者とする。</p> <p>一・二 (略) 三 <u>精神障害者</u> 四 <u>脳性麻痺(ひ)又は進行性筋萎縮症にり患している者</u> 五 <u>別に定める特殊疾病にり患している者</u></p> <p>第三条～第十二条 (略)</p> <p><u>付 則</u> 1 <u>この条例は、平成三十年十月一日から施行する。</u></p> <p>2 <u>文京区精神障害者福祉手当条例(平成二十九年三月文京区条例第十号)は、廃止する。</u></p>	<p>題名 <u>文京区心身障害者等福祉手当条例</u> (目的) 第一条 この条例は、<u>心身に</u>重度の障害のある者(以下「障害者」という。)について、<u>心身障害者等福祉手当</u>(以下「手当」という。)を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、<u>第一号又は第二号</u>にあつては、別表に定める程度の障害のある者とする。</p> <p>一・二 (略) 三 <u>脳性麻痺(ひ)又は進行性筋萎縮症にり患している者</u> 四 <u>別に定める特殊疾病にり患している者</u></p> <p>第三条～第十二条 (略)</p>